20210427

別記様式第8-1

ＢＬマーク証紙頒布契約書

一般財団法人ベターリビング（以下「甲」という。）と 　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、ＢＬマーク証紙（以下「証紙」という。）の頒布及び使用に関しての証紙頒布契約を、次の条項により締結する。

（契約の有効性）

第 １ 条　本契約は認定を停止条件とし、認定が開始される前に本契約が締結された場合は、当該認定が開始された日より効力を有するものとする。

2　認定と同時または認定後に本契約を締結した場合は即時に有効とする。

（証紙の頒布）

第 ２ 条　甲は、甲の認定した住宅部品（以下「優良住宅部品」という。）

「 　　　　　　　 」について、この契約の有効期間中、証紙を乙に頒布する。

（証紙の貼付）

第 ３ 条　乙は、証紙を甲の指示する方法により、優良住宅部品に貼付して使用するものとし、それ以外の部品に貼付して使用してはならない。

（証紙の頒布手続）

第 ４ 条　乙は、証紙の頒布を請求するときは、別に定める様式の「ＢＬマーク証紙頒布請求書」をあらかじめ甲に提出し、証紙は、甲の定める手続きに従って受領するものとする。

（証紙の価格）

第 ５ 条　証紙の価格は、甲が定める価格によるものとする。

（保険契約の締結）

第 ６ 条　甲は、証紙が貼付されている優良住宅部品又は証紙の貼付以外の方法で表示（以下「その他の表示」という。）されている優良住宅部品について、証紙頒布契約を締結した者又はその他の表示をすることについて承諾された者及びこれらの者が住宅部品の設置にかかる設計（以下この条において「設計」という。）及び施工の方法を指示するために作成した設計・施工説明書を逸脱しない方法で設計又は施工を行なった者（これらの者の承継者を含む。）、並びに、これらの者が倒産等し、かつ、承継者がない場合に、優良住宅部品認定規程第２２条第３項に基づきこれらの者の保証責任等に代わる措置を講じる財団を被保険者とする、別紙の内容を基本的事項とした保証責任保険及び賠償責任保険契約を、一括して引受保険会社と締結するものとし、乙はこれを承諾するものとする。

２　甲は、別紙で定めるほか保険契約の詳細については、関係資料を作成し、これを乙に送付するとともにホームページに掲載するものとする。

（製品の検査）

第 ７ 条　甲は、証紙の頒布等に当たり必要があると認めたときは、優良住宅部品であることを確認するため、乙の製品につき抜き取り検査等を行うことができるものとし、乙はこれを承諾し協力するものとする。

（印刷物等への表示）

第 ８ 条　乙は、証紙又はＢＬマーク等を印刷物に掲載する等宣伝のために使用する場合には、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守するとともに、優良住宅部品使用者に誤解を与えるような表示又は表現を避けるように留意するほか、甲が定めた「ＢＬマーク等取扱要領」に従うものとする。

（使用状況等の報告）

第 ９ 条　乙は、前年度の証紙の使用状況等を別に定めるところにより、財団の定める期日までに、甲に報告するものとする。

（証紙の管理及び使用上の義務並びに是正等）

第 １０ 条 乙が証紙管理及び使用に当たって、善良な管理者としての注意義務を欠き、又は、この契約書に定められた義務の履行を怠り、若しくは、これに違反したときは、甲は乙に対し、証紙の貼付の中止、不適切な表示の是正等を求めることができる。

２　乙が前項の是正を行わなかった場合、又は証紙等の請求、管理若しくは使用について、不正な行為等が認められる場合には、甲は乙に対し、証紙の頒布停止等による措置をとることができる。

（契約不適合責任）

第１１条　甲は、証紙に契約不適合・欠陥が生じたときは、その責めに任ずるものとする。

（契約の解除）

第１２条　甲は、乙が優良住宅部品認定規則及びこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

（契約の有効期間等）

第１３条この契約の有効期間は、前条に該当する場合を除き、当該優良住宅部品の認定が終了するまでの間とする。

２　第６条に関しては、認定が終了した場合でも保証責任保険及び賠償責任保険による保険期間の間は、引き続き効力を有する。

３　乙は、契約の有効期間の終了後、未使用の証紙を速やかに甲に返還するものとし、事後の処理については、甲乙協議のうえ決定する。

（その他）

第１４条　この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の証として、契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和　 年　 月 　 日

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング

甲　　　一般財団法人ベターリビング

　　　　　　　　　　　　　　　　理 事 長　　眞 鍋　純

乙

別紙

優良住宅部品保証責任保険・賠償責任保険の基本的事項

Ⅰ．保証責任保険

１．保険の対象とする損害

優良住宅部品の設計・製造あるいは据付工事にかかる契約不適合が発見された場合、認定を受けた者若しくは当該住宅部品の施工者又はこれらの者の承継者がユーザーに対して行なう契約不適合の保証に要した費用、又は、認定を受けた者若しくは当該住宅部品の施工者が倒産等し、かつ、これらの者の承継者がない場合に財団によってなされる保証責任に代わる措置に要した費用を保険の対象とする。

２．保険の対象とする期間(保険責任期間)

優良住宅部品が住宅に据付けられ、引渡された後の一定期間を保険の対象とする。

３．保険金の支払基準

（１）保険金の額は、保険対象額から一定の免責額を差引いた額の８０％（１．後段の財団による保証責任に代わる措置の場合は、１００％）とする。

（２）上記（１）については、年間に支払う全ての事故についての総てん補限度額及び１事故のてん補限度額を定め、この範囲内とする。

なお、年間の各事故のてん補すべき額の合計額が総てん補限度額を超える場合の１事故のてん補額は、総てん補限度額を各事故のてん補すべき額で按分した額とし、既支給額が按分額を上回る場合は、返還により調整するものとする。

Ⅱ．賠償責任保険

１．保険の対象とする損害

優良住宅部品の設計・製造あるいは据付工事にかかる契約不適合によって生じた偶然の事故により、認定を受けた者若しくは当該住宅部品の施工者又はこれらの者の承継者がユーザーなど第三者に対して法律上の損害賠償を負担し、被害者に支払われなければならない損害賠償金、又は、認定を受けた者若しくは当該住宅部品の施工者が倒産等し、かつ、これらの者の承継者がない場合に財団によってなされる賠償責任に代わる措置に要した費用を保険の対象とする。

２．保険の対象とする期間(保険責任期間)

優良住宅部品が住宅に据付けられ、引渡されたときから保険の対象とし、原則として保険責任期間の限度はない。

３．保険金の支払基準

（１）保険金の額は、保険対象額から一定の免責額を差引いた額とする。

（２）上記（１）については、認定を受けた企業毎に、かつ、品目毎に、年間に支払う限度額及び１事故につき支払う限度額等を、対人賠償と対物賠償ごとに定め、この範囲内とする

**ＢＬマーク等取扱要領**

一般財団法人　ベターリビング

この取扱要領は、当財団とＢＬ部品認定企業（以下「認定企業」という）との間で締結した『ＢＬマーク証紙頒布契約書』第８条（防犯ＢＬ-bs部品関係の契約書では、第９条）及び「その他の表示に関する契約書」第７条に基づき、認定企業がＢＬ部品の広報宣伝活動を実施する場合の『ＢＬマーク』等の取扱いについて遵守すべき事項等を定めたものです。

1. 認定企業は、以下の各項目を遵守して広報宣伝活動を行って下さい。
	1. 認定企業が、使用できる『ＢＬマーク』の形態等
		1. 広報宣伝活動において『ＢＬマーク』を使用する場合は、『ＢＬマーク証紙』に記載されたものと同一の形態（大きさは問わない）で使用して下さい。
		2. 『ＢＬマーク』を呼称する場合は、『ＢＬマーク』の呼称のみを使用して下さい。
	2. 『ＢＬマーク』使用上の注意事項
		1. 『ＢＬマーク』を広報宣伝活動のためにテレビ、紙媒体、電子媒体、カタログ・パンフレット、看板等、視覚に訴える媒体に使用する場合は、ＢＬマーク等明瞭に確認できるように使用すると共に、認定企業の商標などと誤認されないようにして下さい。
		2. 広報宣伝活動が『ＢＬ部品』とそれ以外の商品と混在して行われる場合は、区別を明瞭にして使用して下さい。
		3. 『ＢＬマーク』をカタログ等で表示する場合、ＢＬ部品の構成部品単位の表示には使用はしないで下さい。
	3. 認定企業の販売店等指導義務
		1. この取扱要領は、ＢＬ部品の『販売店』、『代理店』等が『ＢＬ部品』の広報宣伝活動を行う場合についても準用するものとします。
		2. 認定企業には自己の『販売店』、『代理店』等が、この取扱要領の趣旨を逸脱して広報宣伝活動を実施しないよう指導する義務を負担していただきます。
2. 認定企業が次の各号に該当すると認められる場合には、当財団より、当該認定企業に対して具体的指示をいたしますので、この指示があった場合は、速やかにそれに従って下さい。
	1. この取扱要領に反した広報宣伝活動を行ったとき。
	2. 自己の『販売店』、『代理店』に対する指導を適切に行わないとき。
	3. その他、当財団理事長が必要と認めたとき。